

議長／ただいまから令和6年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1から第5を一括して議題にします。

小林たかや企画総務委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。
企画総務委員長。

企画総務委員長／企画総務委員会に審査を付託されました議案のうち、5議案の審査経過及び結果を報告いたします。

まず、議案第42号（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について、議案第43号（仮称）四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について、議案第44号（仮称）四番町公共施設新築空調設備工事請負契約の一部変更について及び議案第45号（仮称）四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更については、いずれも令和2年第1回区議会定例会において議決した（仮称）四番町公共施設に係る工事請負契約について、物価等の変動に基づくスライド条項の適用、時間外労働の上限規制による工期延長、施工方法の一部変更等による経費の増のため、契約変更するものです。このうち、新築工事請負契約は、変更前の契約金額、85億1545万4412円から、約7.7%増加し、91億6951万4412円に。

新築電気設備工事請負契約は、変更前の契約金額、7億864万2000円から、約20.7%増加し、8億5551万4000円に。

新築空調設備工事請負契約は、変更前の契約金額、5億5624万8000円から、約23%増加し、6億8398万円に。

新築給排水衛生設備工事請負契約は、変更前の契約金額、4億7907万2000円から、約21.9%増加し、5億8385万8000円になります。

議案第42号から第45号の4議案は関連するため、一括して審査いたしました。

質疑の中で、近年、公共工事の設計労務単価の上昇が続いているが、来年度も同様に上昇が見込まれるところ、国から労務単価の上昇分を契約の中で見るよう通知が来ている。

引き続き、労務単価の状況を把握しながら契約変更については適正に行いたいと考えていること。

これまでの契約変更では、区営住宅の引っ越しに係る丁寧な対応や既存建物の外壁に含まれたアスベストの除去等により、工期延長をせざるを得なかったが、地下の掘削が終わった今後の工期については、より具体的に先を見通しながら施工、管理委託している管理者とともに、安全に配慮し、適切な形で遅れが出ないように努めていくこと等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、おのおの採決を行った結果、議案第42号から第45号の4議案はいずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約の一部変更については、令和5

年第3回区議会定例会において議決した、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約(?)についての交通誘導員の追加等による経費の増のため、契約変更するものです。

変更前の契約金額は、2億8380万円から、約11%増加し、3億1514万7800円になります。

質疑の中で、主な変更内容、変更金額の内訳は、交通誘導員増による増額として約3300万円、雨水柵及び取付管の箇所変更等による減額として約150万円であり、交通誘導員は昼間工事で10名、夜間工事で702名の合計712名増員すること。

災害時の対応について、通路の排水計画も含め設計しており、計画を上回るようなことがあれば、契約の約款の中に天災その他不可抗力による損害の項目が定められているため、約款に基づきそれぞれの負担等についても協議して決めていくこととなると考えていること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第46号は全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、5議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／お諮りします。

ただいま報告のありました議案第42号(仮称)四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について、議案第43号(仮称)四番町公共施設新築電気設備工事請負契約の一部変更について、議案第44号(仮称)四番町公共施設新築空調設備工事請負契約の一部変更について、議案第45号(仮称)四番町公共施設新築給排水衛生設備工事請負契約の一部変更について、議案第46号二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約の一部変更についての5議案は、いずれも、小林たかや企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思います。が、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第6を議題にします。

林則行環境まちづくり委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

環境まちづくり委員長。

環境まちづくり委員長／環境まちづくり委員会に審査を付託された議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第47号特別区道の路線の廃止については、神田錦町において、都市計画道路用地の

確保と、国の登録有形文化財である学士会館の一部を保存するため、道路法の規定に基づき特別区道千第836号線を路線廃止するものです。

質疑の中で、廃道後、従前の道路区域面積約571平米を（仮称）千代田区神田錦町三丁目計画における北西広場及び南東広場に分けて付け替えること。

昨年、事業者が当該区道の交通量調査を行い、廃道後も交通への影響が少ないことが検証され、これを踏まえた警視庁との協議も終了していること。

区の広場は公開空地と併せて設置されるが、財産管理はそれぞれ所有者が管理し、維持管理は今後事業者と協定を結び、基本的には事業者側が一体的に管理する予定であること。

行政財産の広場として管理していくが、行政目的がなくなれば普通財産として売却することは可能であることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、区民の共有財産である区道を廃道し、わざわざ事業者のみを利するような案を丸のみして、使い勝手のよい1つの大きな広場を使いづらい小さな2つの広場にすることに反対する。

同じく反対の立場から、説明会をやらずに民意を把握しないままで、文化財保存としても質の高い曳家保存になるのか、周辺住民の生活権を侵害しないために全力を挙げて取り組んでいるのか確証が持てない。

交渉過程から意思形成過程まで文書で見える化された中で議決を求めるべきだが、そうしたことを欠いているため、反対する。

次に、賛成の立場から、この議案は、学士会館の再開発に伴い区道を廃止することで、当地域の整備計画をより効率的、効果的に行うもので、議論の中では民意が反映されていないとの意見もあったが、近隣への説明会や学士会の集約に沿って計画されており、このことが当たらないことから、当議案について賛成する。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第47号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／議案第47号に対し、討論の通告がありましたので、発言を許可します。

初めに、7番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／議案第47号特別区道の路線の廃止についてについて、討論を行います。

この議案は、神田錦町三丁目にある国登録有形文化財の学士会館の一部保存のため、特別区道の路線を廃止にし、廃道になった区道は2か所の広場に付け替えられる予定のものです。

有形文化財の学士会館の外観を保存することは重要なことだと考えます。

一方、そのために区道を廃止することについては、住民の中で様々な意見があることも、地域住民への説明や理解が不足しているとして、計画の再考を求める陳情書が提出される

ことを見ても明らかです。

そうしたときに議会で区道を廃止することを議決することは、住民の区道廃止への理解の促進に困難を生じかねません。

区道は区民共有の財産であり、区には住民の十分な理解を得るよう努力することを求め、本議案には反対いたします。

議長／次に、2番大坂隆洋議員。

大坂議員／議案第47号特別区道の路線の廃止についてに対し、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、学士会館旧館を曳家保存するための共同開発において、道路法の規定に基づき、区道の路線廃止を行い、その分の土地を区所有の広場として敷地内の公開空地と併せて整備を行うためのものです。

今回保存を行う予定の学士会館旧館は、震災復興建築として大正15年に着工し、昭和3年に完成しています。

以来100年近くにわたり錦町三丁目に存在し続けており、向かいにある昭和13年落成の神田共立講堂とともに、文化のまち神保町地域の皇居側の玄関口の象徴として、歴史を作ってきました。

学士会館旧館は平成15年に国の有形文化財に指定されており、こうした近代から残る文化的な遺産とも言うべき歴史的建造物を壊すことなく保存する再開発について、丸の内にある旧東京中央郵便局や、東日本大震災で被災し、ようやく再生された九段会館など、近年散見されるようになってきていますが、旧来のスクラップアンドビルドによる再開発とは一線を画し、その地域がもともと持っていた価値をなくすことなく、継続することができると同時に、さらに再生することにより、価値をより高めていくことができるということから、今後の再開発においても可能な限りこうした手法は活用されるべきと考えます。

今回の共同開発計画において、この区道の廃止がなければ学士会館旧館の保存はかないません。

本区においては、陳情審査の過程で委員会集約された5項目についてしっかり受け止めていただくとともに、再生された学士会館旧館が今後も引き続きこの地域のシンボルとなり続けることを期待し、本議案に賛成いたします。

議長／次に、13番はまもりかおり議員。

はまもり議員／議案第47号特別区道の路線の廃止について、反対の立場から討論いたします。

今回の区道廃止は学士会館の再開発事業に伴うものです。

学士会館は竣工から約100年が経過し、耐震補強と全館改修が必要となりました。さらに都道白山通りの拡張計画によるセットバックが必要となったことなどがあり、隣地との共同再開発となりました。

本議案は学士会館と隣地との間にある区道を廃止し、広場に付け替えるものです。

国の登録有形文化財であり、歴史と伝統のある学士会館の旧館が曳家保存されることは、千代田区民にとっても喜ばしいことです。

しかし、区民の財産である区道を廃止するに当たり手続きが適切だったのか、十分な検討が行われたのか疑問が残ります。

主に以下の3点について、反対理由を述べます。

1点目は、区民や利用者への説明不足についてです。

昨年7月の事業者の交通量調査では、朝7時から19時に1152人の通行、307台の車利用があることが判明しています。

しかし、利用者への事前説明会は一度も開かれていません。

また、北側住民への影響が大きいにもかかわらず、皆さんの懸念点が解消されるような十分な説明が行われたとは言えません。

この点で、区民への説明責任が果たされていないと考えます。

2点目は、意思決定プロセスの不適切さについてです。

約18億円の価値がある当該区道について、先方に売却するという選択肢がありました。

しかし、部課長は、区長や副区長に相談することなく、先方の購入意思がないとの回答を受け入れました。

環境まちづくり委員会において売却の可能性を指摘されていたにもかかわらず、議会の意見を軽視し、一部の職員の判断のみで重要な意思決定が行われた点は問題と言えます。

3点目は、区民の財産価値の担保が不明瞭な点についてです。

区道廃止後、同面積のものを広場として付け替える予定ですが、2か所に分割されることとなりました。

広場を一体化するほうが区民にとっては利便性が高く、18億円という財産価値も確保されるはずですが。

しかし、ディベロッパー側の事業性を優先した結果、広場の分割案が採用されました。

この分割案について、首脳会議では一切議論されていません。

現段階では廃止する区道を付け替えてできる広場が本当に区民のための広場となるのか、経済的価値や利用価値が十分担保されるのか確証が持てません。

以上、区民や利用者への説明不足、意思決定プロセスの不適切さ、区民財産の価値担保について問題があり、また、本当によい形で文化財が保存されるのか検討し尽くされていないことから議会として見過ごすことができず、当議案に反対いたします。

議長／次に、16番入山たけひこ議員。

入山議員／議案第47号特別区道の路線の廃止について、賛成の立場から討論いたします。今回の区道廃止は、白山通りの都市計画道路の用地の確保と、国登録有形文化財であり歴史的にも価値の高い学士会館の旧館を曳家保存することを目的に行うものです。廃道後は、従前の道路区域面積約571平米を2つの広場に付け替えることにより周辺地域の建物との調和を図り、特に問題となりました高さについても抑えられること、また、地域住民の快適性、回遊性の向上を担保することが期待できます。新館を残せないのは残念ですが、全国的にも神田の地元町会の方々からも愛され、学びの地区を象徴する歴史的景観資源である学士会館旧館の外観をほぼ完全な形で保存すること。まさに令和6年1月に区が策定した神田警察通り周辺まちづくり方針の目標であるつなぐまち神田の実現に欠かせないことから、本議案に賛成いたします。

議長／以上で討論を終了します。

お諮りします。

報告のありました、議案第47号特別区道の路線の廃止については、投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

議案第47号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

(賛成者 白表示、反対者 青表示)

議長／押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長／なしと認め、確定します。

議案第47号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員長、議会運営委員長、デジタル・トランスフォーメーション特別委員長、公共施設調査・整備特別委員長、文化継承・コミュニティ活性化特別委員長、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

樋口区長から閉会の挨拶をお願いします。

区長。

区長／令和6年第4回定例会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の区議会定例会におきまして御提案いたしました諸議案につきましては、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御議決を賜りました。

思い返しますと、令和3年2月、新型コロナウイルス感染症による未曾有の事態に地域社会が直面しているさなか、私は区民の皆様の御信託を賜り千代田区長に就任いたしました。以降、今定例会に至るまで、予算、決算をはじめ、多くの議案を区議会の皆様に御提案してまいりました。

今定例会の諸議案も含め、いずれの議案につきましても原案を真摯に受け止めていただき、御議決を賜りましたことに改めて深く感謝の意を表します。

区議会におかれましては、今後も引き続き区民サービスのさらなる向上、また、伝統を大切にしつつも新しい時代とも調和を図り躍進を続けるまち、千代田の実現に向け、御助力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和6年第4回区議会定例会閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長／以上で、本年第4回定例会を閉会します。

散会します。